

議事日程(第5号)

令和5年12月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 発議第6号 入江有紀君に対する懲罰動議
- 日程第2 議案第58号 令和5年度対馬市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第3 議案第71号 対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第79号 対馬市厳原地区公民館分館ありあけ会館の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第75号 対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第76号 対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第77号 デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第78号 デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第72号 対馬市営駐車場条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第73号 対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第74号 あそうベイパークの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第81号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例
- 追加日程第1 委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 発議第6号 入江有紀君に対する懲罰動議
- 日程第2 議案第58号 令和5年度対馬市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第3 議案第71号 対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第79号 対馬市厳原地区公民館分館ありあけ会館の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第75号 対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定について

ついて

- 日程第6 議案第76号 対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第77号 デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第78号 デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第72号 対馬市営駐車場条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第73号 対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第74号 あそうベイパークの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第81号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例
- 追加日程第1 委員会の閉会中の継続審査について

出席議員（18名）

1 番 糸瀬 雅之君	2 番 陶山莊太郎君
3 番 神宮 保夫君	4 番 島居 真吾君
6 番 伊原 徹君	7 番 入江 有紀君
8 番 船越 洋一君	9 番 脇本 啓喜君
10番 小島 徳重君	11番 黒田 昭雄君
12番 小田 昭人君	13番 波田 政和君
14番 小宮 教義君	15番 上野洋次郎君
16番 大浦 孝司君	17番 作元 義文君
18番 春田 新一君	19番 初村 久藏君

欠席議員（1名）

5 番 坂本 充弘君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	國分 幸和君	次長	平間 博文君
課長補佐	糸瀬 博隆君	係長	犬束 興樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
教育長	中島 清志君
総務部長	木寺 裕也君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	一宮 努君
しまづくり推進部長	伊賀 敏治君
観光交流商工部長	阿比留忠明君
市民生活部次長	阿比留正臣君
福祉部長	田中 光幸君
保健部長	桐谷 和孝君
農林水産部長	黒岩 慶有君
建設部長	内山 歩君
水道局長	舍利倉政司君
教育部長	扇 博祝君
中対馬振興部長	原田 武茂君
上対馬振興部長	原田 勝彦君
美津島行政サービスセンター所長	藤田 浩徳君
峰行政サービスセンター所長	居村 雅昭君
上県行政サービスセンター所長	田村 竜一君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	勝見 一成君
監査委員事務局長	志賀 慶二君
農業委員会事務局長	主藤 公康君

午前10時00分開議

○議長（初村 久藏君） おはようございます。

本日の会議を開く前に、市民の皆様に申し上げます。

対馬市政治倫理審査会において、13人の対馬市議会議員が、対馬市政治倫理条例に違反すると判断された件につきまして、市議会を代表しまして、市民の皆様に申し上げます。

市民の皆様におかれましては、市議会議員13人が、対馬市政治倫理条例に違反しているということが新聞等で報道され、大変不愉快な思いをされていることと存じます。世間をお騒がせし

ていることに対しまして、深くおわび申し上げます。

まず、対馬市政治倫理審査会の調査報告に至るまでの経過を申し上げます。

令和5年9月25日に、対馬市民から、対馬市政治倫理条例に基づく調査請求が、議長宛てに提出されました。その調査請求内容の一つが、議員が、原子力発電環境整備機構が費用の多くを負担する視察旅行に参加したことが、対馬市政治倫理条例に規定する企業団体等からの寄附及び金品の授受に当たり、その行為が対馬市政治倫理条例違反ではないかというものです。

この調査請求を受けまして、令和5年10月2日、議長名で、対馬市政治倫理審査会に調査を求めました。

その後、対馬市政治倫理審査会におきまして、5回の審査会を経て、13人の議員に対する機構の旅費負担は、対馬市政治倫理条例に規定する「企業団体等からの政治的又は道義的批判を受けるおそれがある寄附に当たる」として、条例違反との判断がされたものでございます。

今回の対馬市政治倫理審査会の判断は、議長として非常に重く受けて止めております。

議員は、自己の置かれた立場を厳しく認識した上で、市民から不信・疑念を抱かれることがないよう、高い政治倫理意識を持って議員活動に取り組み、市民の負託に応えることが求められます。

対馬市の将来を思って、自らの信念に基づいての行為だったと思いますが、議員は、政治的批判のみならず、道義的批判にさらされることがないように、自らを律し、不正な疑惑を持たれるおそれのある行為は慎まなければなりません。

二度とこのようなことが生じないように、議員の品位と職責を再認識して、議員全員が一丸となって、対馬市議会の信頼回復に全力を尽くすべく決意を新たにしたいところでございます。どうか、この心情をお酌み取りいただきまして、市民皆様の御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。（「議長、10番、小島です」と呼ぶ者あり）何ですか。

○議員（10番 小島 徳重君） 今、議長がコメントを読み上げられましたけども……。

○議長（初村 久藏君） ちょっと待ってください。（「議長、議事進行してくださいよ」と呼ぶ者あり）小島議員、この問題については、質問は受け付けません。

○議員（10番 小島 徳重君） いいえ、質問じゃなくて、ちょっと確認をさせていただきます。

○議長（初村 久藏君） 許可しません。（「議事進行してください」と呼ぶ者あり）

○議員（10番 小島 徳重君） 発言を許してください。はい。

○議長（初村 久藏君） 許可しません。

○議員（10番 小島 徳重君） いいえ、なぜ許可しないんですか。

○議長（初村 久藏君） この問題については許可しません。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議員（10番 小島 徳重君） いや、議事進行、一応……。

○議長（初村 久藏君） 報告します。坂本充弘君より欠席の届出があっております。（「いいえ、

発言を求めます」と呼ぶ者あり) また、副市長、俵輝孝君より欠席の申出がっております。

(発言する者あり) 静かにしてください。座ってください。(「何で議長、認めんとね」と呼ぶ者あり) (発言する者あり) (「理由は何なのね」と呼ぶ者あり)

ただいまから議事日程第5号により、本日の会議を開きます。(「議長」と呼ぶ者あり)

報告します。地方自治法第80条第2項の規定に基づき、議会の議決により指定されております50万円以下の損害賠償の額の決定1件の専決処分の報告がっております。タブレットに掲載しておりますので、御確認ください。

日程に入ります前に(「議長」と呼ぶ者あり) 小田昭人君及び(発言する者あり) 大浦孝司君から発言の申出がっておりますので、まず、小田昭人君の発言を許可します。12番、小田昭人君。

○議員(12番 小田 昭人君) 自席から失礼します。

議長、私に弁明の機会を与您にいただきまして、誠にありがとうございます。

入江議員さんに質問もしたかったわけではありますが、前例がないということですので、弁明にとどめさせていただきます。

入江議員、あなたは12月6日の一般質問の前に、次のように発言されました。市民から議員に対するクレームが来ております。ある議員のことですが、6か月間にわたり議会に出ず云々。この議員さんは、幾ら病気でも1年のうちに半分も休んでいるのですから、報酬云々と発言されましたが、私のことを発言されたと思いますが、私は全く理解できませんし、納得もできません。それでは弁明させていただきます。

1年間は令和5年1月から12月、今日は19日ですが、12月までの1年間と捉えて弁明させていただきます。

入江議員の発言が正しければ、土曜日・日曜日・祝祭日も含んで平均して2日に1回出席すべき日数がなければ、半年間休むことは不可能であります。平均して2日に1回出席すべき日数になると、想像を絶するとんでもない勤務日数になり、対馬市の議会議員は、対馬市職員と同じぐらい勤務することになるのではないのでしょうか。

地方公務員は、1年間で土曜・日曜日がおよそ100日、祝祭日が16日、年末年始休暇が5日で合計121日となります。そして、年次休暇が最高で40日、病気休暇、夏季休暇、結婚休暇、介護休暇、育児休暇、忌引休暇等々、女性職員にはさらに妊娠・出産休暇、生理休暇もあります。よって、半年の180日の休みが可能かと思えます。

そこで、私が1年間に出席すべき日数と休んだ日数を調査いたしました。議会事務局にも資料の作成をお願いしました。私が出席すべき日数は、1年間で56日です。うち休んだ日数は34日であります。1か月と少しです。よって、半分休むには、あと140日余り休まないと半

分休んだことにはなりません。

議長、私にあと140日余り休みを与えてください。それで1年のうち半分休んだこととなります。

入江議員、一連の発言を裏づける証拠を示してください。後日、議長にお願いして文書を郵送し、確認したいと思いますので、よろしく回答方お願いします。

いずれにせよ、調査確認をしていけば、うそにまみれた発言はなかったと思いますが、テレビの前での入江議員の発言は言語道断、事実無根であり、到底容認できません。

私は、司法にも訴えませんが、謝罪も要りません。今後は、懲罰委員会が設置され、議論が交わされ、適正な判断が下されるものと思います。議員間同士で、このようなことが二度と起こらないよう切望いたします。

最後に、中曾根康弘元首相の名言5選の中の一つを紹介して終わります。「皆さん、この顔を見て私がうそをつく男だと思いますか」、私の弁明を終わります。ありがとうございました。

○議長（初村 久藏君） 次に、大浦孝司君の発言を許可します。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 先ほど弁明をいたしました小田議員、私、対政会の二人の関係でございます。

弁明に入る前に、小田議員は10月に、4名の議員の構成で青森・北海道へ行っております。そのことを我ら対政会の残り3名は誰一人知らなかった。ひそかに過半数、議会の中をまとめて行こうという方向にあったと思われます。最終的には、5月の時点で発覚いたしました。

「小田議員、なぜ、あなたは黙っていたのか。その辺のことをちょっと説明ください」、このように話したら、「自分はもともと行く気はなかったんだ。前日、飛行機の切符をある議員が持ってきて『さあ明日行こう、決まっているから』このような一方的なやり方で仕方なくこの旅に行っただ」と、このようなことが説明ございました。

そして、最終的には、事業推進のほうに小田議員はあったと思うことは間違いありません。それを6月以降、説得の嵐により、それを逆転して我らの対政会4人は反対の方向で進んでおります。

このことに対して、相当きつい、今回12月6日の一般質問に、入江議員から、私と小田議員に対する誹謗中傷、このことが具体的に上がっております。

私は、内容について、ここに詳細、そして文言について書いておりますが、長くなりますので省略をいたしまして、このこと1点だけ申し上げます。

非常にきつい言葉を浴びせられまして、この事実「あなたは、議会活動もせずに休んでばかり、このようなことは、議員報酬をもらう資格はない、早く辞めなさい」、このようなことを一般質問で冒頭、入る前に述べられております。

そして、もう一つ、「ある市民からこのことをお聞きしまして、そのことを私は代弁しており

ます」と、「しょっちゅう休んでおります。こんな方は早く辞めなさい」という言い方をされております。恥ずかしい議会議員としての発言だと思います。

その中で、最終的には、議会事務局がこの2期、僅か1期3年のこの12月までの行動を、私の資料を作っておられましたので、これを読み上げます。

私は平成29年から平成5年の12月までの間、この期間の議会活動、定例会、本会議、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、この中の全ての会議に出席すべき日数のうち、平成29年から、30日に対し欠席ゼロ、早退日数ゼロ、それから、平成30年、出席すべき日数36日に対し、欠席ゼロ、早退日数1。

次に、飛んで令和2年度、49日の出席すべき日数に対し、欠席1日、早退1日、令和3年度、出席すべき日数48日、欠席日数2日、早退日数1日、令和4年度、出席すべき日数52日のうち、欠席5日、早退数ゼロ、最後に、令和5年であります、出席すべき日数51日、欠席数3日、早退数1日、このことが資料の中から引っ張り出して調査した結果でございます。

入江議員の答弁では、「しょっちゅうさぼって早退しておる」と、そのようなことを平気で一般質問の、要は前段に、冒頭述べております。どれだけ恥をかかされたか分かりません。心は痛んでおります。

しかし、冷静にこの実績を確認することが、私は今回の懲罰動議を出す前の心意気で、チェックすれば分かると、このようなことが特別委員会の中で確認できると思います。そういうようなことで、本日の、長くなりましたが、弁明の思いをいたしました。

以上で、議長、説明を終わります。

日程第1. 発議第6号

○議長（初村 久藏君） 日程第1、発議第6号、入江有紀君に対する懲罰動議を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、入江有紀君の退場を求めます。

〔7番 入江 有紀君 退場〕

○議長（初村 久藏君） 提出者の説明を求めます。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 発議第6号、令和5年12月8日、対馬市議会議長、初村久藏様。提出者、対馬市議会議員、大浦孝司、同じく小田昭人、賛成者、同じく小島徳重、同じく波田政和。

入江有紀君に対する懲罰動議。

次の理由により、議員、入江有紀君に懲罰を科されたいので地方自治法第135条第2項及び会議規則第160条第1項の規定により動議を提出します。

理由。令和5年12月6日の第4回定例会の一般質問において、通告以外の発言を冒頭に行い、

しかも私を含め2名の市議会議員の日頃の行動に問題があると指摘した。

市政一般質問において、このようなことが行われて良いはずはなく、本人は市民の声と発していたようだが、十分な調査・確認をしての発言と思わない。

このように著しい不穏当発言をし、議会の品位を失墜させたため、懲罰動議を提出する。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 次に、入江有紀君から、本件について一身上の弁明をしたいとの申出があっております。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。入江有紀君の一身上の弁明を許可することに決定しました。

入江有紀君の入場を許可します。

〔7番 入江 有紀君 入場〕

○議長（初村 久藏君） 入江有紀君に、一身上の弁明を許可します。登壇して弁明を行ってください。

○議員（7番 入江 有紀君） おはようございます。懲罰動議の反論をさせていただきます。

先ほど、小田議員と大浦議員から懲罰動議が出ましたが、私は、二人の名前を一般質問で言っておりません。「ある議員」としか言っておりません。（発言する者あり）今から言います。

私は、小田議員、大浦議員から懲罰動議を出されましたが、私は、議員の名前を出しておらず、御自分から名乗り出られて懲罰動議を出されたので、ある議員というのは大浦議員と小田議員のことだったのでしょうか。

懲罰動議を出された経緯を言わせていただきます。

私は、一般質問で市民の皆様の意見を議会で代弁しました。一応読み上げます。

私は、移住してきて7年になります。議会放送を毎回注目して見ているのですが、ある議員さんのことを議長さんがいつも「早退・早退」とよく言われます。不思議に思って、ほかの議員さんに聞きました。この議員さんは、猪の仕事をしていて、猪が獲れたら議会中に早退されるということを聞き、ひどい議員さんがおられるとあきれいています。お仕事が大事なら議員を辞めて、猪捕りに励まれたらいかがですか。報酬をもらって議員の仕事はしないで、ずうずうしい議員さんですね。

今、読み上げましたとおり、皆様の意見を代弁しましたが、「ある議員」としか代弁しておりません。私は、懲罰動議にかけられるようなことは一切しておりません。皆様の意見を議会で代弁した私を懲罰にかけたのですから、市民を懲罰にかけたことになりますので、そのことを深く

反省していただきたいと思います。私に代弁を頼んだ皆様は、私に対して「すみません、すみません」と何度も謝ってられました。

私は、懲罰動議にかけられるようなことは一切しておりません。

大浦議員に言っておきます。私たち議員は市民の代表です。市民の意見を議会で代弁してやるのが私たちの職務です。この問題も、皆様の意見を代弁しただけのことで懲罰動議を出されましたが、何度も申し上げますが、私は悪いとは思っておりません。

皆様の意見を議会で代弁して懲罰にかけられては、今後、代弁することができなくなりますが、私は、幾ら懲罰にかけられても、今後も皆様の意見をどしどし吸い上げて議会で代弁してまいります。

懲罰動議を出された大浦議員に申し上げます。私たち議員は報酬をもらっております。議会で早退して猪の商売に行っていることも、委員会もまともに出席しないことも、全部本当のことですよね。うそじゃないですよ。これは自分が一番お分かりだと思っています。意見を出された皆様も、うそは言っておりません。

御自分のしたことを反省しないで、皆様の声を代弁した私を懲罰にかけるなんて、言語道断で、議会軽視ですね。私を懲罰にかける前に、御自分の今までの行動を反省すべきだと思います。報酬をもらっているのですから、今後、今までのことを反省されて、議員活動に専念させるようお願いいたします。

今まで何年間にもわたり、議会で早退したり、委員会もまともに出席しないことも反省され、今後、皆様から二度と苦情が来ないように、議員活動に励まれてください。本当に反省すべきだと思います。

私のほうが懲罰動議にかけたいぐらいです。許すことができませんので、顧問弁護士と相談の上、法的措置を考えます。本当に失礼な議員です。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 入江有紀君の弁明が終わりました。

入江有紀君の退場を求めます。

〔7番 入江 有紀君 退場〕

○議長（初村 久藏君） これから質疑を行います。発議第6号について、質疑はありませんか。

13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） まず、この懲罰動議に入る前に、議長に一言お願いと、お話をしたいが、よろしいですか。

○議長（初村 久藏君） 何の話ですか。

○議員（13番 波田 政和君） だから、今言っているやないですか、よろしいですか、何

の話、今から話すんじゃないですか。いいですか。

今、何かありませんかと、何かあるから尋ねているんです。内容はいいじゃないですか、今から話しますから。

○議長（初村 久藏君） はい、どうぞ、そしたら。

○議員（13番 波田 政和君） 今、この懲罰動議になって、議長としてですよ、今までの流れは分かっていると思うんですが、なぜ一言注意しないの。議長として、主催者として、今、入江さんの発言が云々じゃなくてですよ。今回の問題は、背景があるじゃないですかね。先ほどから大浦さんも背景の説明しましたよ。

この中でですよ、議長、背景の話に大浦議員が入ったとき、あなたは止めないかとですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）懲罰動議とは関係ない話じゃないね。（発言する者あり）何でそんなことも分からんと。（発言する者あり）そこを私は言っているんですよ。冒頭の許可せん話も出ていましたけども。議場はですね、発言は自由なんですよ。

なぜ今回そういう話にするのかよく分かりませんが、議長は、全てを代表しておるはずなんですよ。今の話でも、それは捉え方はあるでしょう。だから、こういう話をせざるを得ません。

議長さん、もう少しですね、18人の代表ですからね、平等に扱うことはできませんか。確かに、提出者も当事者も弁明機会を与えられました。それは当然の話です、そんなことは。しかしながら、一連の流れを議長として理解しているはずなんですよ。そこをよく考えていただきたいということをお願いしたいんですよ。

内容は、それは見解の違いはあるでしょう。だから、双方が場外乱闘もやむを得ないと今、発言があったみたいですけどね。議長、あなたは道義的責任とさっきから言っているんですよ。道義的責任とは何なんですか。議場で話がつくことは議場で話をつけりゃいいことじゃないですか。それを、どうなりよるか分からんねなんという話じゃ、どうもならないんですよ。

だから、今回、私が今、手を挙げた最大の理由というのはですね、議長はこう上げられ、いろんな問題が途中であっても止めることもなく、今までの議事進行を見ておってもですね、皆さんがその発言をやめた方がいいんじゃないかなと思うことも止めることもありません。

だから、あえて申し上げます。やっぱりですね、議事進行をなさる中でですよ、議長の権限というのは、確かに理解はしておりますが、皆さんに平等に発言をさせることも、あなたの権限だということをお願いしたいんですよ。分かっていたとしても、いただかなくてもいいですから、そういう流れの中でですね、もっとスムーズにやっていただきたいなど。

そして、今、本題に入りますが、私としますと、この懲罰に関したらですね、お互い襟を正さなくちゃいけないものがあるかもしれません。今後、委員会もできていくと思いますけども、そういう中でですね、やっぱり平等な立場で皆さんが理解できるように、市民が理解できるように、

極力、全て公開してやってください、今後ね。秘密会みたいにしてやってもらってもね、どうもなりません。

また、以外のお話をすると叱られますから、このくらいでやめときます。よろしくお願いします。

○議長（初村 久藏君） はい。

12番、小田昭人君。

○議員（12番 小田 昭人君） 今、入江議員の弁明で、「大浦議員」という個人的な名前が出ましたので、一人は大浦議員と確認を取れたと思います。

ただ、あと一人、6か月も休んだ、病気もして半年以上休んだ、これは19人の議員が私だと思っておりますので、この一人が判明しないと、懲罰動議も提出ができないものと思いますので、入江議員に、あと一人は誰なのか確認を取っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 暫時休憩します。

午前10時36分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。懲罰の議決については、会議規則第161条の規定によって、委員会への付託を省略することができないとされています。本件については、7人で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、7人で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

議事運営の都合により、暫時休憩します。再開時間は、追って連絡します。

午前10時41分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

傍聴席の皆さんに連絡します。会議中は静かにしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

お諮りします。懲罰特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、配付しております名簿のとおり、陶山荘太郎君、島居真吾君、船越洋一君、黒田昭雄君、波田政和君、小宮教義君、上野洋次郎君を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。懲罰特別委員は、名簿のとおり選任することに決定しました。

懲罰特別委員会の正副委員長互選のため、懲罰特別委員会を招集します。委員の皆様は、大会議室に移動をお願いいたします。

暫時休憩します。再開は、追って連絡します。

午前11時11分休憩

午前11時18分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

懲罰特別委員会の正副委員長が決定しましたので、報告します。委員長に上野洋次郎君、副委員長に船越洋一君が選任されております。

これより、懲罰特別委員会を開催願います。

暫時休憩します。再開時間は、追って連絡します。

午前11時18分休憩

午後2時40分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

報告します。教育部長、扇博祝君から早退の申出がっております。

入江有紀君に対する懲罰動議について、懲罰特別委員会の報告を求めます。懲罰特別委員長、上野洋次郎君。

○議員（15番 上野 洋次郎君） 懲罰特別委員会審査報告書。

令和5年12月8日、大浦孝司議員ほか3名から、入江有紀議員に対する懲罰動議が提出され、これに伴い、委員会条例第7条第1項の規定により、懲罰特別委員会が設置されたところであります。

当委員会は、本日、直ちに委員会を開催しましたので、その審査の内容について、会議規則第110条の規定により報告いたします。

本件は、入江議員が、令和5年12月6日の自身の一般質問の冒頭に、市民からの議員に対するクレームとして、実名は伏せていたが、2名の同僚議員の日頃の行動について問題があると指

摘、非難するなどの不穏当発言に対し、地方自治法第135条第2項及び会議規則第160条第1項の規定に基づき、入江議員に対する懲罰を要求されたものであります。

審議の過程で、入江議員の発言は市民の声を代弁したものの、個人名の発言がなかったことから、議員の特定ができない等の意見が出されました。

委員会としては、詳細な審査が必要であるとの意見により、今会期中の結論を出すことは時期尚早であると判断し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

入江有紀君の入場を求めます。

〔7番 入江 有紀君 入場〕

○議長（初村 久藏君） 入江有紀君に申し上げます。懲罰動議は、閉会中の継続審査とすることになりましたので、よろしくお願いいたします。

日程第2. 議案第58号

日程第3. 議案第71号

日程第4. 議案第79号

日程第5. 議案第75号

日程第6. 議案第76号

日程第7. 議案第77号

日程第8. 議案第78号

日程第9. 議案第72号

日程第10. 議案第73号

日程第11. 議案第74号

○議長（初村 久藏君） 日程第2、議案第58号、令和5年度対馬市一般会計補正予算（第5号）から、日程第11、議案第74号、あそうベイパークの指定管理者の指定についてまでの10件を一括議題とします。

議案第58号は各常任委員会に分割付託、議案第71号及び議案第79号は総務文教常任委員会に、議案第75号から議案第78号までは厚生常任委員会に、議案第72号から議案第74号までは産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、各委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 莊太郎君） 皆さん、こんにちは。それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第58号、議案第71号及び議案第79号の3件であります。

議案第58号、令和5年度対馬市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に係る歳入は、11款・地方交付税で、普通交付税の追加、15款・国庫支出金で、交通事業者緊急支援事業及び路線バス事業者燃油高騰対策支援事業に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加、16款・県支出金で、中学校地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金の計上、採択件数確定による特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の減、18款・寄附金で、企業版ふるさと納税に係る指定寄附金の追加、21款・諸収入で、消防団員安全装備品整備事業に係る助成金の計上、建物災害共済金の追加が主なものであります。

歳出は、2款・総務費で、市長選挙において、条例に基づき一定の範囲で選挙運動費用の一部を負担するための選挙公営負担金の計上、CATV久田伝送路移設業務等に係るCATV設定業務委託料の追加、航路事業者緊急支援事業及び路線バス事業者燃油高騰対策事業に係る負担金、補助及び交付金の追加、雇用機会拡充支援事業の採択件数確定による創業等支援事業補助金の減、7款・商工費で、厳原町東里野良地区宿泊施設用地維持補修工事に係る工事請負費の計上、9款・消防費で、木柵山ケーブル張り替えに伴う工事請負費の追加、10款・教育費で、小・中学校ICT機器修繕料及び美津島体育館天井改修などに係る需用費の追加、美津島北部小学校体育館屋根改修工事に係る工事請負費の追加が、今回の補正の主なものであります。

次に、議案第71号、対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例について、今回の改正は、「人口減少が急激に進むなか、県内の各市町より多少なりとも優位性を確保することで、優良企業を誘致し、若年層の流出を抑制するとともに、UIターンを促進する。」ことを目的とし、指定基準の緩和と優遇措置の拡充を行おうとするものであります。

改正の内容は、第4条「指定の基準」中、製造業及び旅館業の投下固定資産総額を、現行の一律2,700万円以上から、資本金に応じて500万円から2,000万円以上とし、情報サービス業の雇用要件も現行の25名以上から15名以上に緩和するものであります。

また、施行規則に定める優遇措置の雇用奨励金を、1名当たり、正社員で現行20万円を30万円、パート職員で10万円を15万円とし、市内高校新卒者とUIターン者については、1名当たり10万円を追加。賃借雇用奨励金を、現行の施設等賃借料の5分の1の支援率を4分の1に拡充、設備整備奨励金を施設整備奨励金と名称を変更し、現行5分の1の支援率を設備・備品も対象として2分の1に拡充するとともに、独自の奨励制度として、研修等の用務で、本土往来に必要な航路・船舶運賃の3分の1以内を10年間支援する研修等奨励金を新設するもので

あります。

議案第71号につきましては、特に質疑や意見が集中しました。人口減少は本市の最も重要な問題であり、その対策とした今回の改正についての委員の意見は次のとおりです。

1、目的に新設又は増設することを奨励するとあるが、新設・増設以外の取得等は該当しないのか。（該当するのであれば、明記すべき。）

2、指定を受けることができる企業は、市長が特に必要と認める者については、規定にかかわらず指定することができるものとあるものの、製造業、旅館業等観光関連産業、ソフトウェア業等、情報サービス業の4業種しか明記していない。

3、情報サービス業の新規常用雇用者数は、現行の25名から15名に緩和しているが、更なる緩和が必要ではないか。などの意見がありました。

次に、議案第79号、対馬市厳原地区公民館分館ありあけ会館の指定管理者の指定について、今回の候補者の選定を非公募にした理由は、施設が白子区内にあること、公民館活動等の地区住民の拠点及び地域コミュニティーの場として利用されており、地元地区が運営することが好ましいこと、地元の白子地区が安定した施設運営を任すことができる団体と判断したことから、白子地区を指定管理者候補として選定したとのことです。

また、指定管理料の算定については、現行の指定管理料414万5,000円での令和4年度の収支差引は、55万9,000円となっておりますが、直近5年間の最低賃金の引上げ率約3.35%と今後の国の方針を考慮し、今後5年間の平均引上げ率を4.5%として算出した人件費と電気料金の上昇等にも配慮し、令和6年度から10年度までの収入を83万円、運営管理費を571万3,000円とし、収支差額の488万3,000円を指定管理料と算定しているとのことです。

以上、本委員会に付託されました議案第58号、議案第71号及び議案第79号の3件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、議案第58号及び議案第79号の2件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。議案第71号については、委員からの意見のとおり、今回の改正案では認めることができないと判断し、全会一致で否決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 厚生常任委員長、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） こんにちは。厚生常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第58号及び議案第75号から議案第78号までの5件であります。

議案第58号、令和5年度対馬市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に係る歳入は、

15款・国庫支出金で、住民税非課税世帯臨時特別給付金の計上、マイナンバーカードローマ字表記対応改修費補助金及び医療扶助オンライン資格確認導入事業補助金の追加、戸籍事務内連携等改修費補助金の減、21款・諸収入で、令和4年度事業精算に伴う障害者医療費ほか6事業に係る国費及び県費負担金の追加、22款・市債で、実績見込みの増に伴う福祉医療費助成事業債の追加が主なものであります。

歳出は、2款・総務費で、令和6年度から課税が開始される森林環境税に係るシステム改修委託料の計上、マイナンバーカードローマ字表記対応改修委託料及び法人市民税ほか過誤納還付金の追加、戸籍事務内連携等改修委託料の減、3款・民生費で、住民税非課税世帯臨時特別給付金、第3期対馬市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料、子ども・子育て支援交付金ほか11事業、生活困窮者自立支援事業費等、生活・医療扶助費等に係る国費精算返還金及び放課後児童健全育成事業補助金ほか5事業に係る県費精算返還金の計上、総合福祉保健センターの燃料費及び光熱水費、令和6年度開始予定の佐須へき地保育所給食提供に係る備品購入費、乳幼児及び子ども福祉医療費、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計繰出金の追加、4款・衛生費で、対馬市斎場「つつじの苑」に係る燃料費と火葬炉設備修繕料及び対馬クリーンセンターに係る燃料費と医薬材料費の追加が主なものであります。

議案第75号、対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定については、現在の指定管理者は、社会福祉法人米寿会であります。令和6年3月31日をもって指定管理期間が満了することから、指定管理者の更新を行うものであります。

今回の公募において、現在の指定管理者であります社会福祉法人米寿会から唯一、指定管理者指定申請書の提出がありました。対馬市指定管理者選定委員会で審査の結果、社会福祉法人米寿会を選定し、指定管理者として指定しようとするものであり、指定管理期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となっております。

議案第76号、対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定については、現在の指定管理者は社会福祉法人あすか福祉会であります。令和6年3月31日をもって指定管理期間が満了することから、指定管理者の更新を行うものであります。

今回の公募において、現在の指定管理者であります社会福祉法人あすか福祉会から唯一、指定管理者指定申請書の提出がありました。対馬市指定管理者選定委員会で審査の結果、社会福祉法人あすか福祉会を選定し、指定管理者として指定しようとするものであり、指定管理期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となっております。

議案第77号、デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について及び議案第78号、デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定については、現在の指定管理者は、どちらも社会福祉法人慶長会であります。令和6年3月31日をもって指定管理期間が満了すること

から、指定管理者の更新を行うものであります。

今回の公募において、御嶽の里及びなるたき園ともに、現在の指定管理者であります社会福祉法人慶長会から唯一、指定管理者指定申請書の提出がありました。対馬市指定管理者選定委員会で審査の結果、両施設とも社会福祉法人慶長会を選定し、指定管理者として指定しようとするものであり、指定管理期間は、いずれも令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となっております。

以上、本委員会に付託されました議案第58号及び議案第75号から議案第78号までの5件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 産業建設常任副委員長、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 皆様、こんにちは。本日、坂本委員長が欠席しておりますので、副委員長の私から報告させていただきます。

それでは、産業建設常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第58号及び議案第72号から議案第74号までの4件であります。

議案第58号、令和5年度対馬市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に係る歳入は、13款・分担金及び負担金で、博物館建設業務等に関する長崎県負担金として社会教育費分担金の計上、15款・国庫支出金で、輸送コスト助成事業の事業費増に伴う林業費補助金の追加、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として貨物自動車運送業者事業継続緊急支援事業に係る商工費補助金の追加、国の内示に伴う道路橋りょう費補助金の減、16款・県支出金で、県の内示に伴う統計調査費補助金の減、22款・市債で、輸送コスト助成事業の事業費増に伴う林業債の追加、国の内示に伴う道路橋りょう債の減が主な補正であります。

歳出は、2款・総務費で、県の内示に伴う地籍調査測量委託料の減、6款・農林水産業費で、輸送コスト助成事業費の増加見込みによる負担金、補助及び交付金の追加、あがたの里のエアコン取替工事及び委託料からの組替えによる工事請負費の追加、7款・商工費で、運送業者燃油高騰対策支援として負担金、補助及び交付金の計上、湯多里ランドつしま汚水処理施設修繕料として需用費の追加、8款・土木費で、道路維持補修工事費の追加、市営住宅床修繕等による需用費の追加及び事業費組替えによる工事請負費の増減、11款・災害復旧費で、あそうベイパーク通路補修復旧に係る工事請負費の計上が主な補正であります。

議案第72号、対馬市営駐車場条例の一部を改正する条例は、対馬市交流センター地下市営駐車場の駐車料金について、令和6年4月から駐車場の発券機に使用する「感熱磁気駐車券」が値

上げされることに伴い、今後の駐車場の安定的な運営及び市民サービスの維持を図るため、駐車料金の改正を行うものであります。

額の改正は、発券機に使用する「感熱磁気駐車券」の1巻（3,500枚）当たりの単価が8,500円から1万2,000円へ約1.5倍上昇しており、その上昇幅に合わせ「普通・小型・軽自動車」の最初の90分までを110円から160円に、その後30分までごとに50円を70円に、夜間を520円から780円に、「二輪自動車」は、最初の90分までを50円から70円に、その後30分までごとに30円を40円に、夜間を260円から390円に改正するものです。

なお、料金の改正は、平成18年の消費税10%引上げ以外に実施しておらず、今回初めて料金の見直しをするもので、この条例は令和6年4月1日から施行予定であります。

現在、対馬市営駐車場は、指定管理により運営を行っており、駐車料金は条例の範囲において最初の90分までを無料、その後30分までごとに50円に、夜間を500円としております。年間利用者のうち約93%が無料となっております。

議案第73号、対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定については、現在、株式会社まちづくり厳原が施設の管理運営を行っておりますが、令和6年3月31日をもって指定管理期間が終了いたします。

そのため、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号の公募によらない候補者の選定により、株式会社まちづくり厳原を選定し、引き続き指定管理者として指定しようとするものであります。

選定は、対馬市指定管理者選定委員会において、選定方法及び審査基準に沿って審査を行い、健全な管理運営ができると総合的に判断され、選定されたものです。

なお、指定管理料は、駐車場利用料金を充てるため発生せず、指定管理期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

議案第74号、あそうベイパークの指定管理者の指定については、現在、グリーンアイランド合同会社が施設の管理運営を行っておりますが、令和6年3月31日をもって指定管理期間が終了いたします。

そのため、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、公募を行った結果、2団体からの申請があり、グリーンアイランド合同会社を選定し、引き続き指定管理者として指定しようとするものであります。

選定は、対馬市指定管理者選定委員会において、選定方法及び審査基準に沿って審査を行い、選定されたものです。

なお、今回の指定管理期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

す。3年間とした経緯につきましては既存の管理棟が約30年経過し、老朽化が激しく、ほかの施設も同様となっています。施設改修及び利用度の向上を図るため全体的な見直しが必要で、令和4年度に整備計画が策定されました。

令和6年度に新たな管理棟や他施設の整備を予定しているため、指定管理の公募を行う時点で収益事業が明確に見込めないことから、令和7年度・8年度までは市が収益事業を委託により行い、収益事業全体の概要・体制が整った令和9年度から本来の指定管理へと進めるため、今回の管理期間を3年間としたものであります。

指定管理料は、令和6年度は年933万6,000円、令和7年度・令和8年度は年1,041万6,000円の提案であります。

以上、本委員会に付託されました議案第58号及び議案第72号から議案第74号までの4件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 各常任委員会の審査報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 総務文教常任委員長にお尋ねいたします。

3ページ、議案第71号については否決というふうなことであります。その中の1番には、この集中した審議がされたという文言がある中で、1番目に目的に新設または増設することを奨励するとあるが、新設・増設以外の取得は該当しないのか。これは、当日の委員会の中で新設・増設以外の意見があったのでしょうか、そのことを、あつておればお話してください、具体的に。

そして、2番目、指定を受けることができる企業は、市長が特に必要と認めるものについては、規定にかかわらず指定することができるものの、製造業、旅館業等観光関連産業、ソフトウェア等情報サービス業、4種類しか明記しておらないとありますが、審議の中で、それ以上の業種について具体的に検討すべきというふうな業種を上げてください。その日話し合うた、指摘した。

それから、最後3番目、その4業種と書いていますが、旅館業等観光関連産業と、こうありますが、かなり4業種というふうなことの解釈よりは広いことが、私はここの中で出てくるがなど見ておりますが、その辺を、じゃあほかの産業の部分が何が上げられるのか、不足するカッコウを委員会でそういうふうな内容に、意見があったならば、そのことについて委員長、報告をお願いします。

それから、情報サービス業の新規雇用者は、現行の25名から15名に下げて拾っていくというふうなことであるが、さらなる緩和が必要でないか。15名以下のことを、どのくらいのとこ

ろまで下げたいという意見があったのか。

前向きな一つの企業誘致の内容でありながら、否決するという事は、私は、再度、検討し直して、原案について修正の上、次期、そういうふうな提出を願うとかいうふうな思いが心の中になかったのか、委員会として。その辺をちょっと、委員長の報告を求めます。

○議長（初村 久藏君） 委員長、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 大浦議員の質問にお答えします。

まず、目的に新設・増設以外の取得等は該当しないのかというところの質問ですけども、今、県内の企業誘致の条例で一番進んでいるところは、五島市だと思います。五島市の分には、この取得等というのが入っております。

新設・増設だけであれば、企業さんが出ていったときの施設等にそのまま入ったときがどうなるのか、そこら辺がこの条文からは、あまり企業誘致を考えている方の業者に伝わりにくいのではないかと思っております。

続きまして、4業種のほかにどのような業種があるのかということになれば、これも五島市なんですけども、倉庫業とかですね、道路貨物運送業、梱包業、卸売業などの業種が明記されております。

このことにつきましては、ここが一番時間がかかるんじゃないかと、本会議の中でも、対馬の既存の企業とは競合しないような企業を考えているということを発言したんですけども、それがほかにはないのかというところが、委員会では意見が出ました。

最後の情報サービス業の現行の25名から15名に緩和しているが、どのぐらいの緩和が必要なのかということであれば、やはり、思い切ってここは5名程度にして、ここがですね、この業種が一番若年層とかUIターンを見込みやすい業種ですので、ここを思い切ってもっと下げたほうがいいんじゃないかという意見が出て、今回、附帯決議とか修正案とか、そういう意見も出ましたけども、今回は一回持ち帰っていただいて、特に業種の選定とか、競合しないとはどこなのか、そして、地区においても競合しない場所があるんじゃないかとか、そういうことをもう一回考えていただきたいので、今回は否決という結論が出ました。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。

次に、厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） まず、本会議の最初の説明のときに、私のほうから質問というか、提案をさせていただいたことについてなんですけど、指定管理の更新手続の前倒しについては、何

も委員会では質問等はなかったのでしょうか。

12月ということになると、今回はほぼ今までの指定管理者が引き継ぐということなので、スムーズにいったかもしれませんが、指定管理の団体が変更になった場合、人材の確保が難しいのではないかと。

12月に決定して、それから、今残っている方々に、前の事業団体に働いていた人に、またそこで働いてくれますかというやり取りをする中で、退職者が増えた場合、12月の議会で決まった後、4月から始まるこの3か月間で十分にその補填ができるのか。

その時期については就職の内定がほかのところは決まっているはずなので、もしそういうことになった場合には補填が難しいんじゃないかということで、前倒しはできないかということで提案をさせていただいていたんですが、そのことについては何も協議がなかったのかということが1点。

もう一点は、対馬市過疎地域自立促進計画の18ページにも書いてあるんですが、対馬市は2037年までに建築系施設の保有を16.5%削減することを目標としているというふうに書いてあります。

この指定管理のままでいいのか、民間移譲にすべきなのか、指定管理の変更だけではなくて、その辺りまでも踏み込むべきではないかと私は考えていたのですが、その辺りについて、以前の話になりますが、よりあい処の移転の際も、移転がいいかどうかという判断ではなくて、この、よりあい処自体が必要なのかどうかというのが重要な論点であったにもかかわらず、その辺りが議事録等を読んでも見当たりません。

それと同じような形で、今の指定管理でいいのか、そして、この16.5%削減するということに、民間移譲ということは考えられないのか、そういう議論はなかったのかお尋ねいたします。

○議長（初村 久藏君） 委員長、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） 協本議員の質問にお答えします。

まず最初に、言われるように、12月、指定管理について、今のままで指定管理者が決まっていればいいけども、もし変わった場合は従業員等の確保について大変困るということ、確かに、それは指定管理者が変われば困ります。現に仁田の今、昔の御嶽の里ですかね今の、そこも結構指定管理者が変わったときに従業員が何名も辞められて、確保に困ったという話は聞いていますが、当委員会では、その問題は出ませんでした。

そして、2点目の建築の15.何%ですかね、そういったその問題もちよっと今度の委員会ではそういう踏み込んだ問題は出てきていません。

ただ、協本議員が本会議で言われました指定管理の金額、金額については別に公表してもいい

んじゃないかという意見に達しました。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 市民の皆様も御存じだと思いますが、学校給食の職員等の不足で、いろんな人材不足のことが露見している今、対馬市の状況にあります。

転ばぬ先のつえといいますか、今回はスムーズな指定管理のまま継続ということがほとんどで、人材不足ということについての問題は起こらなかったと思いますが、やはり、危機管理という面からも、議会からも早めにこういう手を始めたかどうかという提案は今後、必要かなというふうに思います。

それから、計画に書いてあるこの公共施設の民間譲渡というか、スリム化ですよ、これも進めていかないと、地方自治体の時限爆弾と言われているものですから、民間の移譲等も積極的に図るように、議会のほうから働きかけるべきではないかなというふうに思いますので、今後、こういった指定管理の変更というときにつきましても、指定管理でいいのかどうかということも十分審議する必要があるんじゃないかと思いますので、それを付け加えて質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第58号、令和5年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する各常任委員長の審査報告は、いずれも可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は、否決であります。したがって、原案について採決します。
この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立少数です。本件は、否決されました。

次に、議案第72号、対馬市営駐車場条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、あそうベイパークの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、対馬市厳原地区公民館分館ありあけ会館の指定管理者の指定について、
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開を3時50分からといたします。

午後3時35分休憩

午後3時50分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

議事運営の都合により、本日の会議時間は、あらかじめ延長します。

日程第12. 議案第81号

○議長（初村 久藏君） 日程第12、議案第81号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例を
議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部次長、阿比留正臣君。

○市民生活部次長（阿比留 正臣君） ただいま議題となりました議案第81号は、市民生活部所
管でありますので、その提案理由と内容の御説明を申し上げます。

議案第81号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、戸籍法の一部を改正
する法律の施行に基づく地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、令
和5年12月1日に閣議決定され、12月6日に公布されたことに伴い、今回、追加議案として
上程するものでございます。

新旧対照表の2ページを御覧ください。

このたびの改正は、戸籍法の一部を改正する法律の施行により、本籍地以外の市区町村におい
て戸籍証明書等の交付が可能となること、いわゆる広域交付や戸籍に記録された事項を証明した
電磁的記録、いわゆる戸籍電子証明書の請求が可能となることに伴い、本市の戸籍関係の手数料
について、その名称と金額を追加するほか、所要の改正を行うものでございます。

新たに追加する手数料は、戸籍電子証明書提供用識別符号手数料1件につき400円、除籍電
子証明書提供用識別符号手数料1件につき700円の2件であります。

この電子証明書提供用識別符号とは、いわゆるパスワードであり、今後、オンラインで行政手続を行う際に、このパスワードで電子的に戸籍情報が確認できるようになるため、戸籍証明書等の添付が不要となり、オンラインで手続が完結することになります。

また、附則で、施行期日を令和6年3月1日としております。

以上、簡単ではございますが、議案第81号につきまして提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 新旧対照表の3ページの除籍に記載した事項に関する証明手数料1件につき450円と書いてあるんですが、現行が350円で改正が450円、これ変わっているんですか。変わっていれば下線が引かれていると思うんですが、どちらが正しいんでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市民生活部次長、阿比留正臣君。

○市民生活部次長（阿比留 正臣君） 脇本議員の質問にお答えいたします。

新たに識別符号手数料の部分につきましては、新たな手数料400円と700円が追加されておりますけれども、その他の広域交付ができるようになったものにつきましては、この広域交付の部分だけが追加されているというふうな改正になっております。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） そういうことじゃなくて、単純に1件につき450円というふうに100円上がっているようなんですが、変更があった場合は下線を引くんじゃないんですか。下線が引かれていないので、350円のままなのか、それとも450円になって下線を引くべきだったのか、どちらですかという質問です。

○議長（初村 久藏君） 市民生活部次長、阿比留正臣君。

○市民生活部次長（阿比留 正臣君） この部分につきましては、順序が変わっているだけで、変更ではございません。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 斜めになっているのね。はい、分かりました。

○議長（初村 久藏君） いいですか。

○議員（9番 脇本 啓喜君） はい。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第81号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。懲罰特別委員長から閉会中の継続審査申出書が提出されました。本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。閉会中の継続審査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（初村 久藏君） 追加日程第1、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

懲罰特別委員会において審査中の発議第6号、入江有紀君に対する懲罰動議について、配付しておりますとおりに継続審査の申出の提出がっております。

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。発議第6号は、申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長から挨拶の申出がっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 第4回対馬市議会定例会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、12月5日から15日間にわたり慎重に御審議いただき、一部の条例を除く議案について御決定賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会で議決いただきました案件につきましては、市民皆様の生活と福祉の向上のため、適正な事務処理に努め、速やかに対処してまいりたいと存じます。

また、否決となりました対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議員各位からいただきました意見を参考に、再度、検討させていただきたいと考えております。

次に、2件、御報告を申し上げます。

去る11月22日に、福岡サンパレスにおいて、よりあい処つしま10周年記念祝賀会を開催しました。

当日は、荒瀬福岡市副市長、市議会から春田副議長、陶山総務文教常任委員会委員長、島居厚生常任委員会委員長、坂本産業建設常任委員会委員長をはじめ、企業、メディアの皆様、福岡対馬会など、対馬にゆかりのある方々、そして、地元事業者の御出席をいただき、無事、盛会裏に執り行うことができました。

今後も、対馬PRの最先端の場として、歴史や文化、モノ、食などの情報を発信し、多くの対馬ファンを巻き込み、アンテナショップとしての役割を果たせるよう、対馬の振興のため邁進してまいります。

次に、上対馬病院の建て替え予定地について、市民皆様の御意見を伺い、参考とさせていただくために、10月末を期限とし、上対馬町及び上県町にお住まいの全家庭の世帯主を対象にアンケート調査を実施いたしました。

アンケート調査では、多くの皆様から貴重な御意見や御回答をいただき、誠にありがとうございました。

アンケートの「どの候補地が適地か」との問いで最も多かった回答は、比田勝港国内ターミナル背後地で47.3%でございました。次いで、現病院職員用住宅地23.4%、上対馬振興部向い側の駐車場18.4%の結果となっております。

したがって、上対馬町及び上県町にお住まいの皆様が切望される候補地であること、また、当該地域の網代地区からも御賛同をいただいたことから、比田勝港国内ターミナル背後地を上対馬病院の建設場所とすることに決定いたしましたので、御報告いたします。

なお、アンケートの結果は、本市ホームページに掲載しております。

以上、御報告でございます。

さて、新年の行事でございますが、1月3日に二十歳を祝う会、5日には消防出初式を予定しております。議員の皆様には、新年早々御多忙のこととは存じますが、御出席いただき、二十歳になられた方、消防団員への激励を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、議員皆様をはじめ、市民皆様方の御健勝と、来る新年が皆様方にとりまして希望にあふれた飛躍の年となりますよう御祈念申し上げ、本定例会閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（初村 久藏君） 閉会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。

令和5年第4回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議いただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、職員の方々の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待いたします。

さて、今年も残すところ、あと僅かとなりましたが、今年は、振り返ってみますと、特筆すべきは、高レベル放射性廃棄物最終処分に係る文献調査の受入れに関する請願審査ではなかったかと思えます。対馬市民はもとより、全国からの注目の的となり、多くの市民を巻き込んだ論争となりました。推進派も、反対派も、将来の対馬を考えての議論だったと思えます。

いただいた御意見を肝に銘じ、今後の市政に生かしていかなければならないと強く感じたところでございます。今回の論争を一刻も早く解消し、市民・行政・議会が、対馬の将来に向けて一致団結することを強く願うものでございます。

今、市議会では、議会改革の一環として、令和5年第3回定例会におきまして、議員定数調査特別委員会を設置しました。議員定数についての調査・研究に取り組んでおります。市民の皆様からの御意見を伺いながら、次期改選期の議員定数を決定してまいりたいと考えております。

急速に進む少子高齢化や人口減少対策、農林水産業の活性化策など、山積する課題の解決に向けて、誰一人取り残されることなく、いつまでも安心安全に住み続けられる島を目指して、議員一同、市民皆様の信頼と負託に応えられるよう、全身全霊で取り組んでまいる所存でございます。

終わりにりましたが、皆様におかれましては、これから年の瀬に向けて慌ただしい毎日を過ごされることと思えますが、くれぐれも健康に留意され、御家族そろって健やかな新年を迎えられますことを祈念し、閉会の御挨拶といたします。

会議を閉じます。これをもちまして、令和5年第4回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後4時08分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 初村 久藏

署名議員 船越 洋一

署名議員 脇本 啓喜

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員